

別記(四)

要 求 書

- 一、前班長二名及班長二名、何等理由、不審解雇ト認め故ニ直々ニ復職サス事
- 二、前班長大名ヲ直々ニ職長トスル事
- 三、班工作部長及班務部長ヲ信任ス
- 四、退職手当ヲ制定シ、即時発表スル事
- 五、常備者ノ奨励金ヲ最低ニ即時同トシ、即時発表スル事
- 六、病氣欠勤ニ對シテハ六ヶ月間解雇セサルコト(健康保険ノ有効期間)
- 七、定期昇給ヲ年二回実施スルコト
- 八、今回ノ事件ニ関シテハ強引ニ職生者ヲ出サス事

勞務第四六三六號

昭和六年十月二十一日

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達 謙藏 殿
 陸軍大臣 南 次 郎 殿
 社 會 局 長 官 殿

石川島飛行機製作所爭議ノ件 (第二報解決)

- (一) 職工等ハ解雇者ニ同情シ、十月ヨリ約百五十名位罷業ヲ決行シ、五項目ニ亙ル要
 求書ヲ提出セリ
- (二) 職工等ハ會社、態度強硬ナルヲ爲メ罷業ヲ改メ十七日伊藤工場長ヲ信賴スルコト
 爲シ無条件解決セリ
- (三) 伊藤工場長ハ和解式ノ席上ニ於テ要亦事理ノ四項目ニ對シテハ社長ト相談シ、上
 達現ニ得ル確信ヲ有スル旨宣明セリ

号	6. 10. 29
	315